

【新型コロナウイルス感染症関連情報】

広島法務局を利用される方へ

広島法務局では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行いながら業務を行っていますので、事務処理やお客様対応にお時間を要する場合がございます。

また、広島法務局の本局及び支局・出張所に来庁される際は、次の事項について、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ①マスクの着用
- ②入室時の手の消毒
- ③他のお客様との距離の保持

なお、広島法務局では、人と人との接触を減らすため、直接来庁されることは可能な限り控えていただき、次の方法を推奨しておりますので、ご協力をお願いいたします。

- ①電話の利用
- ②郵送の利用
- ③オンラインの利用

おって、各業務の取扱いは、以下のとおりです。

御不明な点については、来庁せずに、担当部署へ電話によりお問い合わせいただきますようお願いいたします。

● 不動産登記関係

1 登記申請手続

オンラインによる申請，郵送による申請

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html>

2 登記事項証明書

郵送申請，かんたんオンライン申請

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00002.html

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>

● 商業・法人登記関係

1 登記申請手続

オンラインによる申請，郵送による申請

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji69.html>

- 2 登記事項証明書，印鑑証明書
郵送申請，かんたんオンライン申請
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-2.html
<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>
- 3 電子証明書請求手続
郵送申請
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/ELECTRON/13-1.html>
- 4 印鑑変更（改印）届出
郵送申請
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-2.html
- 5 印鑑カード交付・廃止届出
郵送申請
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-2.html

● 戸籍関係

1 成年後見登記関係

当面の間，東京法務局民事行政部後見登録課へ郵送により請求していただくよう御理解，御協力をお願いします。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

TEL 03-5213-1360

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/category_00006.html

2 戸籍関係

届書の記載事項証明書等の請求に関するお問合せ先

広島法務局民事行政部戸籍課

TEL 082-228-5765

● 国籍関係

国籍相談や帰化申請，国籍関係の届出等については，緊急性を要する場合を除き，国又は地方公共団体から外出自粛要請その他感染症拡大防止を目的とする注意喚起がされている間は，お控えいただきますよう，お願いいたします。

御不明なことがございましたら，法務局へ電話によりお問い合わせいただきますようお願いいたします。

● 供託関係

手続に関するお問合せ先

広島法務局民事行政部供託課

TEL 082-228-5783

- 人権関係

可能な限り面談による相談は御遠慮いただき、電話やメールでの相談に御協力をお願いします。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html